

○文部科学省令第四十一号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十七条及び第三十二条の規定を実施するため、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章～第五章 「略」</p> <p>第六章 安全点検等（第二十八条―第二十九条の二）</p> <p>第七章 「略」</p> <p>附則</p> <p>（自動車を運行する場合の所在の確認）</p> <p>第二十九条の二 学校においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。</p> <p>（専修学校）</p> <p>第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条（同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。）、第七条（同条第六項については、大学に関する部分に限る。）、第八条、第九条（同条第一項については、学生に関する部分に限る。）、</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章～第五章 「同上」</p> <p>第六章 安全点検等（第二十八条・第二十九条）</p> <p>第七章 「同上」</p> <p>附則</p> <p>「条を加える」</p> <p>（専修学校）</p> <p>第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条（同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。）、第七条（同条第六項については、大学に関する部分に限る。）、第八条、第九条（同条第一項については、学生に関する部分に限る。）、</p> |

| | |
|--|---|
| 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | <p>2 「略」</p> <p>第十条、第十一条（大学に関する部分に限る。）、第十二条から第二十一条まで、第二十八条、第二十九条及び前条第一項の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日までに」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内に」と、第七条第八項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> |
| | <p>2 「同上」</p> <p>第十条、第十一条（大学に関する部分に限る。）、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日までに」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内に」と、第七条第八項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 幼稚園及び特別支援学校において通学のための自動車を運行する場合であつて、当該自動車の第二十九条の二第二項に規定するブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車のブザー等を備えて同条第一項に定める児童生徒等の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、通学のための自動車を運行する幼稚園及び特別支援学校は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて児童生徒等の所在の確認を行わなければならない。